

◇特別管理加算：厚生労働大臣が定める状態

特別管理加算 I 500 単位	<input type="checkbox"/> 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
	<input type="checkbox"/> 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算 II 250 単位	<input type="checkbox"/> 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
	<input type="checkbox"/> 人工肛門、人工膀胱を設置している状態
	<input type="checkbox"/> 真皮を越える褥瘡の状態
	<input type="checkbox"/> 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

◇厚生労働大臣が定める疾病等

訪問看護の回数制限が除外され、介護保険利用者であっても医療保険の扱いとなります。

<p>末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、プリオン病、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態</p>
--

◇訪問看護 利用者負担割合（サービス提供体制加算6単位含む 1割負担の場合） 単位：円 H27.8.1現在

	30分未満	60分未満	90分未満
月1回	522	912	1,249
月2回	1,043	1,824	2,498
月3回	1,565	2,736	3,747
月4回	2,087	3,648	4,996
月5回	2,608	4,560	6,244
月6回	3,130	5,471	7,493
月7回	3,651	6,383	8,742
月8回	4,173	7,295	9,991

◇加算

特別管理加算 I	556
特別管理加算 II	278
緊急時訪問看護加算	601

◇訪問リハビリ 利用者負担割合（サービス提供体制加算6単位含む 1割負担の場合）

	20分	40分	60分
月1回	343	685	928
月2回	685	1,370	1,855
月3回	1,028	2,055	2,783
月4回	1,370	2,740	3,710
月5回	1,713	3,425	4,637
月6回	2,055	4,110	5,565
月7回	2,398	4,795	6,492
月8回	2,740	5,480	7,420